

いじめ防止対策基本方針

令和7年度改訂版

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

牧之原市立菅山小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめへの対応」の具体的な取組について示したものである。

II いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

III 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは、どの学校、学級でも起こりうるものであるという意識をもち、未然防止に努める。
- 2 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 3 いじめられた児童に徹底的に寄り添い、特定の教職員で抱え込まずに、迅速に組織で対応する。
- 4 いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導する。
- 5 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携する。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条による）

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する対応を組織的、実効的に行うため

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当する学級の担任

※ ただし、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

V いじめの未然防止

1 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・友だちの「かがやき見つけ」の実施
- ・「人間関係づくりプログラム」の実施と分析、ソーシャルスキルトレーニングの実施
- ・あたたかな聴き方、やさしい話し方の指導

2 わかる授業づくり

- ・基礎的、基本的な学習事項の定着を図る。
- ・情報モラル教育の充実を図る。
- ・自分と違う意見を認める。
- ・対話を通して考えを深める。

3 体験活動の充実

- ・6年間を見通して体系的、計画的に実施する。

4 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

5 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いたら情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1)健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底等

(2)授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机との距離等

(3)休み時間：独りぼっち、「遊び」(あだ名や容姿等)と称してからかいの様子、等

(4)給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付けをする、当番を押しつけられる等

(5)登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる等

2 アンケートの実施及び結果に応じた面談の実施

(1)アンケートの実施：7月・12月・3月(年3回以上)※必要に応じて実施する。

(2)アンケート結果：学校全体で情報共有する。アンケートは在学中は保存する。

(3)アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

3 保護者アンケートの実施

(1)アンケートの実施 :7月・12月(年2回実施)

(2)アンケート結果の活用 :アンケート結果に応じて、保護者・児童と面談を行う。

学年、学校全体で情報共有し、生徒指導に活用する。

4 地域との連携

(1)民生委員・主任児童委員連絡協議会:年1回および必要に応じて随時

(2)学校評議員会:年3回

Ⅶ いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりした場合は、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策委員会が中心となって、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導等を行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものとして認められる場合には、牧之原市教育委員会と連携を図り、牧之原警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

1 対応

- ・ いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ防止対策委員会に情報を共有する。
- ・ 事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告すると共に、被害児童及び加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、牧之原警察署と相談して対処する。
- ・ いじめられた児童とその保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去すると共に、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。
- ・ 情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供に心がける。